

新規搬入事業者に対する廃棄物受入基準適合性無料判定制度に係るQ A

本Q A内において使用する用語は以下のとおりとする。

- ・本制度：新規搬入事業者に対する廃棄物受入基準適合性無料判定制度
- ・アセック：公益財団法人愛知臨海環境整備センター

Q 1：どの廃棄物が対象になるか。

A 1：対象は次のとおりになります。なお、建設発生土は分析が必要ですが、本制度の対象外です。

一般廃棄物：焼却残さ（燃え殻、ばいじん、熔融スラグ）、無機性汚泥

産業廃棄物：燃え殻、ダスト類、無機性汚泥、銹さい、廃プラスチック類（自動車等破砕物又は熔融固化物に限る）、第13号廃棄物、その他分析が必要なもの（焼却炉の耐火レンガ、スラグを使用した路盤材など）

Q 2：本制度申込時には何が必要になるか。

A 2：受入基準適合性無料判定申込書、廃棄物等性状表、搬入計画書が必要になります。（各様式はアセックHPからダウンロード可。）

Q 3：本制度申込みはいつでも可能か。

A 3：本制度実施期間中であればいつでも可能です。なお、年末年始や年度末、年度始めなどに申込みがあった場合は、判定結果の通知まで時間を要することがあります。

Q 4：現在、アセックと契約を結んでいる事業者であって、新たに、分析が必要となる廃棄物を追加したい場合、本制度は利用可能か。

A 4：廃棄物について既に契約を結んでいる事業者の方は、別途、継続割引制度が適用される（追加した廃棄物も搬入実績に含まれ規定量を超えやすくなる）ため、本制度の対象外としています。

ただし、建設発生土の契約のみを結んでいる場合は、継続割引制度が適用されないため、本制度は利用可能となります。

Q 5：単年度契約を毎年度行っているが、本制度の利用は可能か。

A 5：単年度契約を毎年行っている場合は、別途、継続割引制度が適用されるため、本制度の対象外としています。

Q 6：搬入先を複数併行して検討しているが、本制度の利用は可能か。

A 6：利用は可能ですが、判定結果でアセックの受入基準に適合していることが判明した場合は、速やかに廃棄物埋立処分委託契約を締結し、判定結果の通知を受けた廃棄物を同契約締結後1年以内に、概ね10t以上を目安にアセックへの搬入をしていただくようお願いします。

Q 7 : 燃え殻を搬入しようとする場合、一部の分析項目を自前で実施済みであっても、本制度を利用可能か。

Q 7 : 実施済みの項目以外について、本制度を利用可能です。その場合には、事業者の方で実施済みの分析結果を、別途、提出していただくことになります。

Q 8 : 燃え殻とダスト類について、アセックに搬入したい場合に、本制度を利用するために必要となる搬入計画量はどうか。

A 8 : 燃え殻とダスト類の両方について分析を実施しますが、利用条件となる搬入計画量の目安は燃え殻とダスト類の合計で概ね 10 t 以上としています。

Q 9 : 燃え殻とがれき類（分析が不要な性状のもの）について、アセックに搬入したい場合に、本制度を利用するために必要となる搬入計画量はどうか。

A 9 : 燃え殻のみについて分析を実施することとなり、利用条件となる搬入計画量の目安は燃え殻のみの量で概ね 10 t 以上としています。

Q 10 : 廃棄物の試料採取は誰がどのように行うのか。

A 10 : アセックが契約前の現地調査を実施した際に、併せて採取を行います。

Q 11 : 廃棄物焼却炉において、複数炉から燃え殻が排出される場合、無料判定制度は何検体分まで適用可能か。

A 11 : 排出工程が異なる分について、本制度が適用可能です。（例⇒ 3 炉あり、それぞれから独立して燃え殻が排出される場合は、炉ごとに各 1 検体で、合計 3 検体分についてアセックが採取・分析を実施します。なお、3 炉ある場合でも、燃え殻が混合して排出される場合は 1 検体となります。）

Q 12 : 利用条件である搬入計画量の目安 10 t 以上を実際に搬入出来なかった場合はどうか。

A 12 : 搬入計画量以上を搬入していただくようお願いします。

Q 13 : 分析結果は提供してもらえるか。

A 13 : 通常、受入基準への適否状況のみを通知しておりますが、要望に応じて分析結果をお知らせすることは可能です。

Q 14 : 本制度を利用した結果、アセックの受入基準に適合しないことが判明した場合、何かしらのペナルティはあるのか。

A 14 : ペナルティはありませんが、受入基準に適合しないことが判明した廃棄物の受入は不可となります。